

玉城町制施行70周年記念ロゴマーク ガイドライン

◆はじめに

◎玉城町制施行70周年記念について

玉城町は令和7年4月10日に町制施行70周年を迎えます。

町では、節目となる年に各種記念事業を実施し、町民をはじめ多くの皆さんと一緒に玉城の歴史や文化、地域資源などの魅力を再認識するとともに、広く強く町内外へ発信していきます。

今回、玉城中学校美術部の皆さんにデザインを提供いただき、記念ロゴマークを作成しました。みんなで「玉城町」を盛り上げ、PRしていきましょう！

◆使用について

◎ロゴマークについて

1. 使用について

ロゴマークは、どなたでもご使用いただけます。ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- (1) 町の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用されるおそれがあるとき。
- (5) 町の公認を受けていると誤解を招くおそれがあるとき。
- (6) その他ロゴマークの使用が適当でないとき。

2. 使用期間について

令和8年3月31日まで

3. 使用料について

無料

4. 手続きについて

営利目的で使用する場合は、事前に「玉城町制施行70周年記念ロゴマーク使用届出書」を提出してください。

提出先 玉城町まちづくり推進課

住所:玉城町田丸114-2

電話:0596-58-8208

FAX:0596-58-4494

メール:homepage@town.tamaki.lg.jp

5. 使用に関する注意事項

このガイドラインに違反した場合、使用の中止を求める場合がありますので、予めご理解ください。

また、ロゴマークの使用により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、使用者が追うものとし、当町は、いかなる場合においても、その責めを負いません。

◆ロゴマーク デザインについて

1. 原則

当町が提供するロゴマークを使用し、デザインの改変等はしないこと。

2. ロゴマークの説明

玉城中学校美術部の皆さんが作成。

田丸城跡の石垣に、特産品の玉城豚のマスコットキャラクターに、町の花「桜」をデザインしに取り入れ、玉城町の魅力を詰め込んだものとなっています。

<基本形>



3. 大きさ

縦横比率はそのままに。サイズ変更は自由です。

4. 改変等について

次のことは禁止とします。

- ・縦横比率の変更
- ・デザイン要素を追加
- ・回転
- ・一部の切り取り など

◆その他

◎町ホームページ等における広報について

町では、本事業を広く周知するため、ロゴマークを使用した事業等を町ホームページ等にて広報します。ご希望の場合は、下記お問合せ先へご連絡ください。

なお、広報内容については、まちづくり推進課にて精査し、掲載させていただきますので、ご了承ください。

【お問合せ先】

玉城町役場まちづくり推進課

電話:0596-58-8208

メール:homepage@town.tamaki.lg.jp